

# 労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

## 2月号

〒120-0026

足立区千住1-2-3

TEL 03-3870-7780

FAX 03-3881-7784

### 《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

#### 事務所移転について（王子支部使用事務所を共有すること）

先月号にてご回答をお願いしておりました標記事務所移転の件でございますが、支部長、副支部長及び幹事様合わせて24名中20、また、23の会員事業場様からご回答をいただきました。ご多忙のところ、たいへんありがとうございました。

43のご回答の内訳は、賛成39、反対0、どちらとも言えない4でした。

多数の賛成をいただきましたが、これは当支部財務状況からやむを得ずのご意見と存じませぬ。「どちらとも言えない」とご回答いただきましたご意見では、「足立区・荒川区に所在して欲しい」、「賃料軽減は賛成だが事務所が遠方になることは憂慮される」、「足立荒川地区の特性を踏まえた活動があるのでは」との意見を頂戴いたしました。また、賛成のご回答でも「講習会等の開催は足立・荒川地区」とのご意見を複数頂戴いたしました。

以上により、事務所を移転し王子支部と事務所を共同使用いたしますが、移転後におきましても、会員の皆様からのご意見に沿って、地域の特性を踏まえた活動、事務所が遠方となってもサービス低下とならないよう励んでまいります。また、講習会等につきましても今までと同じく当支部が主催するもの、王子・上野支部共催講習会で事務局が当支部となるものは足立荒川地区で開催いたします。移転後もこれまで以上に会員サービスの向上に努めてまいりますので、今後も格別のご支援、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、移転につきましては2月10日までにそのすべてを完了いたします。

新しい所在地等は以下のとおりです。

所在地：〒114-0022 東京都北区王子本町1-2-2-3 王子工業会館内

電話：03-5948-5341 FAX：03-5948-5653

#### 講習会等のご案内

『令和4年度 職場の健康づくり講習会』※無料です。

開催日時：令和4年3月9日（木） 14:00～16:40

開催場所：東京都城東職業能力開発センター 実習室 足立区綾瀬5-6-1

講習内容：（1）企業の元気も支える治療と仕事の両立支援 ～お互い様の職場づくり～

東京産業保健総合支援センター 産業保健専門職 田中希実子氏

（2）特別講演：労働基準監督署とは？～監督署、怖いか、やさしいか～

※臨検監督とは？是正勧告とは？どんな場合に司法処分になるの？捜査ってどんな風にするの？監督署は急にやって来る？などなど、監督署の業務をわかりやすくお話いたします。

公益社団法人東京労働基準協会連合会

安全衛生研修センター次長 工藤 滝光 氏（元中央労働基準監督署長）

定 員：50名

※ご案内・お申込書を同封いたしました。当支部ホームページよりweb申込みも可能です。

※新型コロナウイルス感染状況により、中止とする場合もございますので、ご了承ください。

『令和5年度 雇入れ時安全衛生教育講習会』（労働安全衛生法第59条関連）

●会場とオンラインのハイブリッド方式で開催いたします。

《新規採用者対象》～ビジネスマナー講習も同時に行います～

開催日時：令和5年4月17日（月） 13:00～16:50

講習内容：新入社員の心構え

安全衛生法の概要・仕事と安全・健康とのつながり等

ビジネスマナーの基本（正しい挨拶の仕方・電話対応等）

会場定員：20名

《中途採用者・再雇用者等経験者対象》

開催日時：令和5年4月20日（木） 13:00～16:40  
講習内容：安全衛生法の概要・仕事と安全・健康とのつながり等  
高齢者の労働災害防止のポイント等  
会場定員：10名

開催場所（両日とも）：中労基協ビル4階 千代田区二番町9-8  
参加費（両日とも）：会員：4,000円 一般：6,000円  
※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和5年度 熱中症予防セミナー』

開催日時 第1回 令和5年4月26日（水）  
第2回 令和5年5月23日（火）  
・第1回、第2回ともに13時00分～17時00分（12時30分開場）  
会場 東京都城東職業能力開発センター 1階 実習室 足立区綾瀬5-6-1  
内容 ①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例  
講師 労働衛生コンサルタント 椎野恭司氏  
定員 50名  
参加費 会員：5,200円 一般：7,200円 ※テキスト・資料・税込  
締切り日 第1回：4月10日（月） 第2回：5月8日（月）  
※ご案内・お申込書を同封いたしました。当支部ホームページよりweb申込みも可能です。

《足立労働基準監督署からのお知らせ》

家内労働の委託をしている委託者の方へ

「委託状況届」は4月30日※までに提出してください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、所轄労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署で入手又は以下の東京労働局ホームページからダウンロードし、4月30日までに提出してください。（令和2年12月25日付で「委託状況届」の様式が改定されています。）

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて、他人を使わず、同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいますので、宛名書き等のような事務の代行及びホームページの構築など物の加工を伴わない委託を受けている人は、「家内労働者」に該当しません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は足立労働基準監督署（03-3882-1188）にお尋ねください。

※本年は4月30日が行政機関の休日のため、5月1日（月）が期日となります。

東京労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/chingin\\_kanairoudou/\\_121062.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html)

足立労働基準監督署

〒120-0026 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階 TEL 03-3512-1614

●冬季の積雪や路面凍結による転倒災害を防ぎましょう！

リーフレットを次頁以降掲載しました。足立荒川労働基準協会支部ホームページからダウンロードも可能です。

●業務改善助成金の12月拡充の解説動画が、東京労働局公式YouTubeチャンネルにアップされました【令和4年12月拡充に対応】

「業務改善助成金」の東京労働局職員によるわかりやすい解説 ～パソコン・自動車にも使えます～

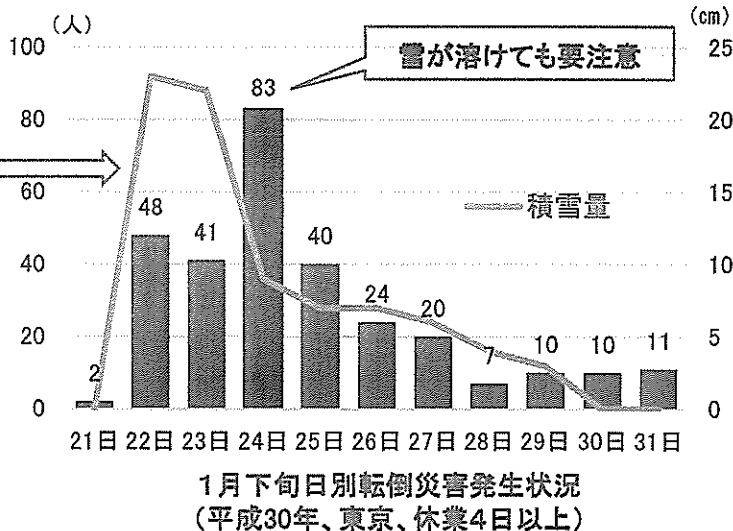
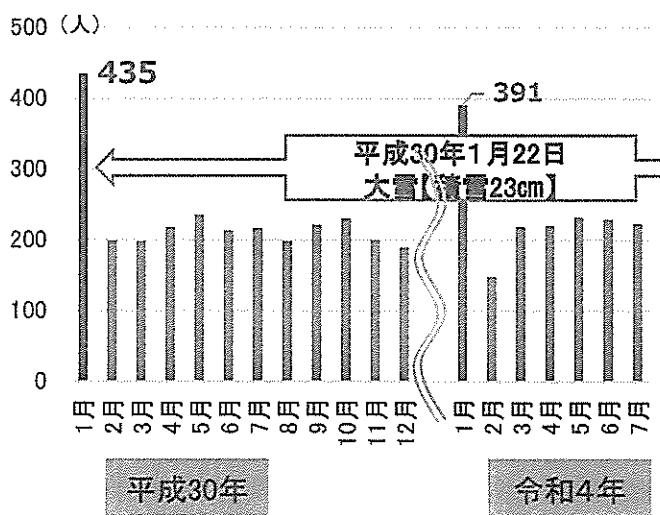
URL：[https://youtu.be/d91iTP\\_Yt0I](https://youtu.be/d91iTP_Yt0I)

# 冬季の積雪や路面凍結による転倒災害を防ぎましょう！

👉 令和4年1月6日の積雪(都内:10cm)により、凍結した通路や路面上で転倒による死亡災害が2件発生しました。

月	業種	職種 年齢 経験	事故の型 起因物	発生状況の概要
1	教育 研究業	教育・研究者	転倒	打ち合わせを行うために敷地内を移動していたところ、前日の雪の影響により凍結した通路で足を滑らせて転倒した。(後頭部を地面に打ち付け、硬膜下血腫となった。)
		50歳代	通路	
		20年以上 30年未満		
2	その他 の事業	警備員	転倒	敷地内を歩いていたところ、前日の降雪により凍結していた路面上で転倒し左後頭部を打った。
		60歳代	通路	
		10年以上 20年未満		

👉 平成30年1月22日(都内:23cm)及び令和4年1月6日の降雪では、積雪や路面凍結による転倒災害が大幅に増えました。また、雪が解けても数日間は、路面が凍結した状態が続く、屋外の移動や作業は注意が必要です。



## ポイント1

気象情報の活用によるリスク低減の実施

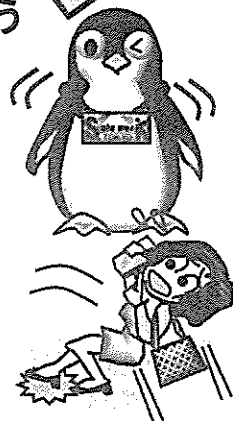
- 大雪に関する気象情報を迅速に把握し、気象状況に応じた作業を行う

## ポイント2

通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- 屋外通路や駐車場の除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去の徹底
- 凍結した路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

歩幅を小さく、  
ヨチヨチ歩く  
ペンギン歩きが  
理想的！



～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署

# まずは自主点検を行いましょ

事前の準備は、安全委員会の委員等による職場巡視を実施し、下のチェックリスト等を活用して設備等の点検を行い、必要な改善や労働者の意識啓発を行いましょ。



## チェック項目（冬季用）

1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	作業靴は、作業現場に適したものを選び、定期的に点検していますか（耐滑性のある靴は、雪や氷、粉による滑りには適用していません）	<input type="checkbox"/>
5	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	時間に余裕をもって歩行、作業を行っていますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	天気予報に気を配っていますか	<input type="checkbox"/>
10	駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意していますか	<input type="checkbox"/>
11	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
12	職場の点検、適切な履物、歩行方法などの教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

**冬季前に転倒災害防止対策を行いましょ！**

※東京労働局では、

Safe Work TOKYO

を展開しています



安全衛生に関する資料を用意しています

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/topics/2017/9\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/topics/2017/9_00002.html)

冬季も

**STOP! 転倒災害**

プロジェクト